

平成23・24年度建設工事競争入札参加資格審査に関する発注者別評価項目等について

平成22年6月16日

さいたま市財政局契約管理部入札企画課

さいたま市では、建設工事に係る競争入札参加資格審査におきまして、**経営事項審査の総合評定値に本市独自の評価点（発注者別評価点）**を加算して、業種別に等級の区分（格付）を行っております。

平成23・24年度の資格審査につきましては、下記の内容で等級の区分を実施いたします。なお、申請の方法、必要書類等の詳細に関しましては、後日、市ホームページ等により公表いたします。

等級区分（格付）について

等級区分をする業種

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業

業種ごとの等級区分

○土木工事業、建築工事業

S級、A級、B級及びC級

○とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業

A級、B級及びC級

各等級における数値区分及び技術者数は、資格審査終了後に登録者数のバランス等を考慮して決定します。

発注者別評価項目 及び 発注者別評価点等 について

これまで「主観項目」や「主観点」と呼ばれていたものです。

平成21・22年度資格審査で設定した項目で変更のないもの（ ～ ）

子育て支援

対象者及び対象業種 ▶ [さいたま市内に本店を有する者・申請全業種](#)

20点

次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条第4項の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること。）

災害時復旧協力協定締結

対象者及び対象業種 ▶ [協定締結団体に加盟している者又は協定を締結している者・申請全業種](#)

30点

平成22年12月1日現在、さいたま市長と「災害時における応急復旧業務に関する協定」を締結している団体に加盟し、協力することとなっていること。又は、平成22年12月1日現在、さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定」を締結する団体に加盟し、若しくは「震災時における復旧工事の協力に関する協定」を締結し、復旧工事に協力することとなっている場合

品質管理（ISO9000シリーズ）

対象者及び対象業種 ▶ [全者・申請全業種](#)

20点

財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関によりISO9000シリーズを認証されている場合（なお、協同組合については、当該協同組合としての認証取得を対象とする。）

優秀建設工事業者表彰

対象者及び対象業種 ▶ 受賞者・該当業種

受賞1案件につき 20点

平成21年度・平成22年度に「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受けた者

地域加算

対象者及び対象業種 ▶ さいたま市内に本店を有する者・申請全業種

20点

さいたま市内に建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に基づく主たる営業所を有する者

女性技術者の雇用

対象者及び対象業種 ▶ さいたま市内に本店を有する者・申請全業種

10点

建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第7条第2号及び第15条第2号に規定する専任の技術者（実務経験のみによるものは除く。）になり得る女性技術者が1人以上常勤している場合（従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。）

障害者雇用

対象者及び対象業種 ▶ さいたま市内に本店を有する者・申請全業種

20点

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）に基づく障害者雇用率を達成していること（雇用義務はないが雇用している場合を含む。）

指名停止

対象者及び対象業種 ▶ 全者・申請全業種

1月につき 5点

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の指名停止の期間に応じて減点（1か月未満の端数は切上げ）

平成21・22年度資格審査で設定した項目の内容を一部変更するもの（～）

環境への配慮等（ISO14001又はエコアクション21）～エコアクション21の認証を追加しました～

対象者及び対象業種 ▶ 全者・申請全業種

20点

財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）若しくはJABと相互認証している認定機関によりISO14001を認証されている場合、又は財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターによりエコアクション21を認証されている場合
（なお、協同組合については、当該協同組合としての認証取得を対象とする。）

工事成績 ～配点下限値及び点数区分を見直しました～

対象者及び対象業種 ▶ 全者・該当業種

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に受けた本市発注工事の工事検査に係る工事成績の平均点に応じ加減点（共同企業体での実績は除く。また、実績のない者は0点とする。）

工事成績平均点	65点未満	65点以上75点未満	75点以上78点未満	78点以上81点未満	81点以上
加減点	20点	0点	10点	20点	30点

算出の基礎となった工事成績中 65点に満たない案件があった場合

1案件につき 5点

CPDS/CPD (継続学習) の取組み状況【新規】

対象者及び対象業種 ▶ さいたま市内に本店を有する者・該当業種

申請業種ごとの上限は10点とする。

CPDS/CPD (継続学習) に取組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対し、加点する。

ただし、下記①～③については、平成17年10月1日から平成22年9月30日までの間に取得したもの、

④については、平成18年4月1日から平成22年9月30日までの間に取得したものとする。

【土木系】

- ① 「社団法人全国土木施工管理技士会連合会」又は②「社団法人土木学会」が実施する継続学習制度(①CPDS②CPD)における企業ごとの取得単位数

【建築系】

- ③ 「建築CPD運営会議」が実施する情報提供制度(CPD)における企業ごとの認定時間数

【造園】

- ④ 「造園CPD協議会」が実施する継続教育制度(CPD)における企業ごとの取得単位数

①社団法人全国土木施工管理技士会連合会

取得単位数	配点	対象業種
1 ～ 19	1点	土木工事業 管工事業 ほ装工事業
20 ～ 39	2点	
40 ～ 59	4点	
60 ～ 79	6点	
80 ～ 99	8点	
100 ～	10点	

②社団法人土木学会 ③建築CPD運営会議 ④造園CPD協議会

取得単位数	配点	対象業種
1 ～ 49	1点	②土木工事業、管工事業、ほ装工事業 ③建築工事業、電気工事業、管工事業 ④造園工事業
50 ～ 99	2点	
100 ～ 149	4点	
150 ～ 199	6点	
200 ～ 249	8点	
250 ～	10点	

その他

上記の発注者別評価点 ～ の合計が0点未満となった場合は、0点とします。

「さいたま市内に本店を有する者」は、「さいたま市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者」とします。